

| | | | |
|-------|--|------|--------------------|
| 配慮の視点 | 種の多様性への配慮 | 配慮項目 | 野生生物の生育・生息環境の保全・創出 |
| 配慮事項 | 騒音などの防止 | | |
| 配慮事例 | 生物の繁殖時期や集団渡来時の工事内容の検討 鳥獣保護区内や野生鳥獣の繁殖地周辺での低騒音、低振動機械の使用 | | |

●生物の繁殖時期や集団渡来時の工事内容の検討

【解説】

野生動物の繁殖や採餌行動などは、工事や自動車走行に伴う騒音、振動、あるいは人の活動によって妨害され、生息条件が揃っていても人為的攪乱のある地域を回避したり、営巣を中止することもあります。

したがって、地域に生息する生物の繁殖時期や集団渡来時期を十分に把握し、必要に応じて工事实施期間や立ち入り制限区域の設定や、低騒音・低振動の重機の使用などを検討することが望まれます。

【具体的な工法・配慮事項】

●人的影響と森林性鳥類の関係

| 種名 | 生活 | 繁殖地点周辺における保護区域の大きさ (巣からの半径距離m) | | |
|------|--------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| | | 環境保護区域 | 立入規制区域 | 環境管理区域 |
| イヌワシ | 11~1月造巣期、1~3月抱卵期、 3~5月巣内育雛期 | 1,200~2,000 | 1,200 | 5,000 |
| クマタカ | 1~3月造巣期、3~5月抱卵期、 4~7月巣内育雛期 | 300~1,200 | 1,200 | 2,500 |
| オオタカ | 2~4月造巣期、4~6月抱卵期、 5~7月巣内育雛期 | 200 | 300 | 1,000 |

注) 環境保護区域:原則として環境改変を避ける区域
立入規制区域:特に繁殖期など特定の時期に立入などを禁止する区域
環境管理区域:環境改変を一定レベル以内に規制する区域

- ① 対象とする生物の繁殖時期を基に工事实施期間や立ち入り制限区域を設定します。

●主な集団渡来時期

| 主な集団渡来種 | 集団渡来時期 | 渡来環境 |
|--------------------|----------------|---------------|
| オオハクチョウ、コハクチョウ、カモ類 | 11月上旬~3月上旬 | 大規模な湖沼、ため池、河口 |
| シギ・チドリ類 | 3月~5月・8月下旬~10月 | 干潟 |

- ① 水鳥の集団渡来時期には、水辺での工事や人の立ち入りに配慮します。

●主な集団繁殖時期

| 主な集団繁殖種 | 繁殖時期 | 繁殖環境 |
|---------|-------|---------------|
| コアジサシ | 5月~7月 | 砂礫地、河川敷、造成裸地等 |
| サギ類 | 3月~6月 | 樹林、竹林 |

- ① 集団繁殖時期には、繁殖地周辺での工事や人の立ち入りに配慮します。

内容

●低騒音・低振動の重機や工法の使用

| 施工機械 | 主要機械名 | 騒音・振動除去・緩和方法 |
|----------|----------------------------|---|
| 掘削運搬機械 | ブルドーザー | ○エンジンに防音カバー、消音器の取付け ○エンジンを電動モーターにする ○タイヤ式にする |
| 掘削機械 | クローラー式ショベル | ○防音カバー、消音器の取付け ○エンジンを電動モーターにする ○タイヤ式・ホイール式油圧ショベルを使用 |
| 積込み機械 | クローラー式ローダー | ○防音カバー、消音器の取付け ○エンジンを電動モーターにする ○タイヤ式・ホイール式ローダーを使用する |
| 運搬機械 | ダンプトラック | ○排気マフラーの取付け ○ベルトコンベヤー、パイプラインの適用 |
| クレーン物上機械 | トラッククレーン | ○クレーン用エンジンを電動化する ○油圧式クレーンを適用する |
| 締固め機械 | ロードローラー バイブレーションローラー | ○タイヤ式ローラーを適用する |
| せん孔機械 | さく岩機 | ○防音カバーの取付け ○油圧化を図る ○他の静的破壊機械を適用する |
| コンクリート機械 | トラックミキサーコンクリートポンプ | ○装備動力伝送装置(歯車など)に消音器を取り付ける |
| コンプレッサー | 定置式コンプレッサー ポータブルコンプレッサー | ○防音建屋の設置、防振ベースの据付け ○防音カバーの取付け、電動モーターの使用 |

① 低騒音、低振動の施工方法や低騒音型建設機械を選択すべきことなどを「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」として定めており、所要の条件を満足したものを、低騒音型建設機械として指定しています。

留意点

参考資料 1 「解説 配慮事項の事例と具体的な考え方 北海道環境配慮指針〔公共事業編〕 一道が行う公共事業環境配慮ガイドライン」 北海道